

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 1) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 3)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 1) (個人住民税：外 (自動連動)) (地方税 3)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
			《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
			《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局		経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和2年4月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し 平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更

			平成 26 年度 対象交付金の見直し 平成 27 年度 2 年延長・拡充・縮減 - i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 - ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 - iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 - iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成 29 年度 1 年延長 平成 30 年度 2 年延長・縮減 - i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 - ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 令和 2 年度 1 年延長
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。

			また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した農地の集積を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14万ha、最終年度（2年間）で28万haを増加させることを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。																					
10	有効性等	① 適用数	適用数 単位：法人 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営 基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した 場合の課税の特例</th></tr><tr><td>平成 29</td><td>3,165</td><td>1,724</td></tr><tr><td>30</td><td>2,863</td><td>1,970</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>3,223</td><td>2,277</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>3,630</td><td>2,633</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>3,630</td><td>2,633</td></tr><tr><td>4（見込）</td><td>3,630</td><td>2,633</td></tr></table> ※ 平成29～30年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。見込みの算定根拠は別添1参照。	年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例	平成 29	3,165	1,724	30	2,863	1,970	令和元（見込）	3,223	2,277	2（見込）	3,630	2,633	3（見込）	3,630	2,633	4（見込）	3,630	2,633
		年度	農業経営 基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例																				
平成 29	3,165	1,724																						
30	2,863	1,970																						
令和元（見込）	3,223	2,277																						
2（見込）	3,630	2,633																						
3（見込）	3,630	2,633																						
4（見込）	3,630	2,633																						
② 適用額	国税における適用額 単位：億円 <table><tr><th>年度</th><th>農業経営基盤強化準備金</th><th>農用地等を取得した 場合の課税の特例</th></tr><tr><td>平成 29</td><td>239</td><td>143</td></tr><tr><td>30</td><td>187</td><td>168</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>182</td><td>164</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>179</td><td>161</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>179</td><td>161</td></tr><tr><td>4（見込）</td><td>179</td><td>161</td></tr></table> ※ 平成29～30年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添1参照。	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例	平成 29	239	143	30	187	168	令和元（見込）	182	164	2（見込）	179	161	3（見込）	179	161	4（見込）	179	161		
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した 場合の課税の特例																						
平成 29	239	143																						
30	187	168																						
令和元（見込）	182	164																						
2（見込）	179	161																						
3（見込）	179	161																						
4（見込）	179	161																						

③	減収額	国税及び地方税における減収額																																					
		単位：億円 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">農業経営 基盤強化準備金</th><th colspan="2">農用地等を取得した 場合の課税の特例</th></tr><tr><th>国税</th><th>地方税</th><th>国税</th><th>地方税</th></tr><tr><td>平成 29</td><td>35.9</td><td>28.3</td><td>21.5</td><td>17.0</td></tr><tr><td>30</td><td>28.1</td><td>22.2</td><td>25.2</td><td>20.0</td></tr><tr><td>令和元（見込）</td><td>27.3</td><td>21.6</td><td>24.5</td><td>19.4</td></tr><tr><td>2（見込）</td><td>26.9</td><td>21.2</td><td>24.1</td><td>19.1</td></tr><tr><td>3（見込）</td><td>26.9</td><td>21.2</td><td>24.1</td><td>19.1</td></tr><tr><td>4（見込）</td><td>26.9</td><td>21.2</td><td>24.1</td><td>19.1</td></tr></table> ※ 平成 29～30 年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添 1 参照。	年度	農業経営 基盤強化準備金		農用地等を取得した 場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0	30	28.1	22.2	25.2	20.0	令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4	2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1	4（見込）	26.9	21.2
年度	農業経営 基盤強化準備金			農用地等を取得した 場合の課税の特例																																			
	国税	地方税	国税	地方税																																			
平成 29	35.9	28.3	21.5	17.0																																			
30	28.1	22.2	25.2	20.0																																			
令和元（見込）	27.3	21.6	24.5	19.4																																			
2（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																			
3（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																			
4（見込）	26.9	21.2	24.1	19.1																																			
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、令和元年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で 99.5%、農業用機械等で 99.2%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。 このように、令和元年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を 5 年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。 担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランの実質化（農業者の就農状況等を「見える化」した地図を用いて地域で話し合いを行い、将来の農地利用を担う経営体のあり方を決める取組）を進めつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。																																					

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和元年度）

①農用地	取得計画面積	1,925ha A
	取得実績	1,915ha B
	達成率（B/A）	99.5%
②農業用機械等	取得計画台数	5,152台 A
	取得実績	5,113台 B
	達成率（B/A）	99.2%

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)
農地	取得計画	1,483ha	1,185ha	1,925ha	1,894ha	1,894ha	1,894ha
	取得実績	1,389ha	1,183ha	1,915ha	1,885ha	1,885ha	1,885ha
	(達成率)	94%	99%	99%	99%	99%	99%
農業用 機械等	取得計画	4,202台	5,106台	5,152台	5,069台	5,069台	5,069台
	取得実績	3,987台	5,073台	5,113台	5,031台	5,031台	5,031台
	(達成率)	95%	99%	99%	99%	99%	99%

※ (1)～(2)の令和元年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。
令和2年度～令和4年度の推計値は、令和元年度と令和2年度予算の交付金増減率により算出し、令和3・令和4年度は同数とした。

本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和2年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)
年間集積 目標面積		140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha	140,000 ha
集積増加 面積		41,014ha	31,304ha	22,853ha	31,732ha	31,732ha	31,732ha
(達成率)		29%	22%	16%	23%	23%	23%

※ 農林水産省調べ

※ 令和元年度に機構法等の改正を行い、人・農地プラン実質化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組が強化され、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和2年度以降の推計値については、平成29年度から令和元年度までの3カ年平均値とした。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置を活用した経営体に対して、本措置の効果についてアンケートを行ったところ、回答のあった101経営体のうち70

(69%) 経営体から、「仮に農業経営基盤強化準備金制度が無かった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た。

このことから、本措置を活用した経営体のうち 69%の経営体において、本措置が農業用固定資産取得への直接的な誘因として働いていると言える。また、本措置による農業用固定資産への投資促進の効果は、今後も同様に見込まれるものと考えられる。

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地達成率	94%	99%	99%
うち直接的効果分	65%	68%	68%
農業用機械等達成率	95%	99%	99%
うち直接的効果分	66%	68%	68%

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%
農業用機械等達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	68%	68%	68%

【担い手が利用する農地面積】

各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
農用地取得面積	1,389ha	1,183ha	1,915ha
うち直接的効果分	958ha	816ha	1,322ha

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
農用地取得面積	1,885ha	1,885ha	1,885ha
うち直接的効果分	1,300ha	1,300ha	1,300ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和元年度に農用地 1,915ha のほか農業用機械等 5,113 台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、101 経営体のうち 86 経営体から、本措置について「経営にかなり効果がある」、15 経営体から「やや効果がある」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

		今後も本措置の直接的な効果を検証・予測するため、引き続き本措置を活用する経営体に対しアンケートを実施する。 《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：令和2～令和4年度) 本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）は、以下のとおり。 <table><tr><td>農地等の取得計画</td><td>1,067 億円</td></tr><tr><td>準備金積立残高</td><td>720 億円</td></tr><tr><td>今後の積立等必要額</td><td>347 億円</td></tr></table> ※ 1 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。 2 「本措置の今後の活用計画（令和元年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。 担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。	農地等の取得計画	1,067 億円	準備金積立残高	720 億円	今後の積立等必要額	347 億円																																							
農地等の取得計画	1,067 億円																																														
準備金積立残高	720 億円																																														
今後の積立等必要額	347 億円																																														
⑤	税収減を是認する理由等	ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が9,289 百万円となる（いずれも令和元年度）。 農地への投資が3,692 百万円、農業用機械等への投資が20,735 百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として31,079 百万円となる。 生産誘発額の内訳 ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額 17,331 百万円 ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で 13,748 百万円 <table><tr><th colspan="7">(単位：百万円)</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和元年度 (見込)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td rowspan="3">減収額</td><td>国 税</td><td>5,730</td><td>5,325</td><td>5,185</td><td>5,102</td><td>5,102</td><td>5,102</td></tr><tr><td>地方税</td><td>4,530</td><td>4,214</td><td>4,103</td><td>4,037</td><td>4,037</td><td>4,037</td></tr><tr><td>計</td><td>10,260</td><td>9,539</td><td>9,289</td><td>9,139</td><td>9,139</td><td>9,139</td></tr><tr><td colspan="2">波及効果 (総額)</td><td>25,186</td><td>29,908</td><td>31,079</td><td>30,578</td><td>30,578</td><td>30,578</td></tr></table> ※ 算出根拠：別添 1 参照	(単位：百万円)									平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	減収額	国 税	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102	地方税	4,530	4,214	4,103	4,037	4,037	4,037	計	10,260	9,539	9,289	9,139	9,139	9,139	波及効果 (総額)		25,186	29,908	31,079	30,578	30,578	30,578
(単位：百万円)																																															
		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																																								
減収額	国 税	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102	5,102																																								
	地方税	4,530	4,214	4,103	4,037	4,037	4,037																																								
	計	10,260	9,539	9,289	9,139	9,139	9,139																																								
波及効果 (総額)		25,186	29,908	31,079	30,578	30,578	30,578																																								

			減収額が9,289百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は31,079百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価 令和元年8月（農水02）

1. 減税見込額積算

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH30年度予算額→R元年度予算額の増減率：(595,366百万円－611,430百万円)÷611,430百万円＝▲2.63%

対象交付金総額のR元年度予算額→R2年度予算額の増減率：(585,779百万円－595,366百万円)÷595,366百万円＝▲1.61%

(算出の基礎としたデータについて)

○対象交付金総額の各年の予算額は、平成30年度～令和2年度の農林水産省所管予算各目明細書の「農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金」、「農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金」及び「水田活用直接支払交付金」の額の合計

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5か年増加率平均

	H29年度	H30年度	平均増加率
適用件数計	2,539	4,833	13.7%
農業経営基盤強化準備金	1,583	2,863	12.6%
農用地等を取得した場合の課税の特例	956	1,970	15.6%

(算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189・201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

H29年度	農業経営基盤強化準備金	239億円(H29年度適用総額)×15%(税率)＝35.9億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143億円(H29年度適用総額)×15%(税率)＝21.5億円(減税額)
H30年度	農業経営基盤強化準備金	187億円(H30年度適用総額)×15%(税率)＝28.1億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(H30年度適用総額)×15%(税率)＝25.2億円(減税額)
R元年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	187億円(H30年度適用見込額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)＝182億円(R元年度適用見込額) 182億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)＝27.3億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	168億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)＝164億円(R元年度適用見込額) 164億円(R元年度適用総額)×15%(税率)＝24.5億円(減税額・見込)
		182億円(R元年度適用見込額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)＝179億円(R2年度適用見込額) 179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝26.9億円(減税額・見込)
		164億円(R元年度適用見込額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)＝161億円(R2年度適用見込額) 161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝24.1億円(減税額・見込)
R2年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	182億円(R元年度適用見込額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)＝179億円(R2年度適用見込額) 179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝26.9億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	164億円(R元年度適用見込額)×(100%+▲1.61%)(交付金増加率)＝161億円(R2年度適用見込額) 161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝24.1億円(減税額・見込)
		179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝26.9億円(減税額・見込)
		161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝24.1億円(減税額・見込)
R3年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝26.9億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝24.1億円(減税額・見込)
R4年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	179億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝26.9億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	161億円(R2年度適用見込額)×15%(税率)＝24.1億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198・201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	239	187	182	179	179
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143	168	164	161	161
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	35.9	28.1	27.3	26.9	26.9
	農用地等を取得した場合の課税の特例	21.5	25.2	24.5	24.1	24.1
	合計(百万円)	5,730	5,325	5,185	5,102	5,102

注1) 対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R元年度以降は見込み値。

注2) H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に1(2)で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出し、R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3) H29年度とH30年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の適用総額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出し、R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は1(3)のとおり。

注4) 減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区 分	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)
対象者数注1	18,514	19,503	20,681	21,930	23,255	24,660
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	3,165	2,863	3,224	3,630	3,630
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,724	1,970	2,277	2,633	2,633
減税見込額(百万円)注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,832	2,217	2,159	2,124
		道府県民税	179	139	136	133
		市町村民税	542	422	411	404
		事業税	1,475	1,156	1,126	1,108
		地方法人特別税	637	500	486	479
		計	1,698	1,997	1,944	1,913
	農用地等を取得した場合の課税の特例	道府県民税	107	125	122	120
		市町村民税	325	380	370	364
		事業税	884	1,041	1,014	998
		地方法人特別税	382	450	438	431
		合計	4,530	4,214	4,103	4,037

注1) 対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R元年度以降は見込み値。

注2) H29年度とH30年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の適用件数を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に1(2)で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出し、R3年度以降はR2年度と同額とした。

注3) H29年度とH30年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の影響額を記載した。R元年度見込みはH30年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R2年度も同様の方法で算出し、R3年度以降はR2年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

R元見込＝2,217(H30実績)×(100－2.63)%＝2,159

R2見込＝2,159(R元見込)×(100－1.61)%＝2,124

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第198回・第201回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額